

東大阪市告示第 1 2 5 号

東大阪市税条例（昭和 4 2 年東大阪市条例第 9 4 号）第 6 条及び東大阪市税条例施行規則（昭和 4 2 年東大阪市規則第 1 2 9 号）第 8 条の規定に基づき、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者について、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限のうち、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示により定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 1 日

東大阪市長 野 田 義 和

都道府県名	指 定 地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町